

## 和泉市ごみ減量等推進審議会委員の市民公募実施要領

### (目的)

第1条 この要綱は、和泉市ごみ減量等推進審議会規則第3条第6号に基づく公募委員募集の実施に関する必要な事項を定める。

### (公募委員定数)

第2条 公募委員の定数は、3人以内とする。ただし、応募者が無い場合又は選考結果で該当者がいなかった場合は、欠員とする。

### (公募方法)

第3条 委員の公募に当たっては、市広報、ホームページ等を利用する方法により行う。

### (応募資格)

第4条 委員の公募に応募できる者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 本市に在住または在勤の年齢満18歳以上の者。ただし、次に掲げる者は除く。
  - ア 本市において2以上の審議会等の公募委員となっている者
- (2) ごみ減量等（廃棄物の減量対策・リサイクル運動推進）について、地域活動の経験または前向きに取り組む意欲・熱意がある者
- (3) 和泉市ごみ減量等推進審議会の会議に出席できる者

### (応募方法)

第5条 応募者は、次に掲げる事項を記載した和泉市ごみ減量等推進審議会委員応募申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）及び指定した題材について記載した800字程度の作文を提出するものとする。

- (1) 住所、氏名、性別、生年月日、電話番号及びメールアドレス
- (2) 現在の職業（在勤又は在学の場合は、勤務先又は学校名及び所在地を記入）
- (3) 和泉市における他の公募委員への就任状況
- (4) 活動経験等（ボランティア又は各種団体での活動等）
- (5) 応募動機

2 申込書等は、返還しないものとする。

### (選考方法)

第6条 公募委員候補の選考は、別に定める選考委員会（和泉市ごみ減量等推進審議会公募市民委員選考委員会）において、提出された応募申込書及び作文において、公正かつ合理的に審査し、選考するものとする。ただし、応募者がなかった場合は、欠員とする。

- 2 選考結果の通知は、選考結果にかかわらず当該応募者全員に通知するものとする。
- 3 提出書類に虚偽の記載が認められた場合は、選考結果を取り消すものとする。

附 則（令和2年4月9日）

この訓令は、令達の日から施行する。